

インフルエンザ予防接種補助金申請の入力について

- ◆ 接種費用 6,000円で、健保補助額を超えた金額の全てをPhiliFlexポイントで精算するとき

申請対象

対象者氏名（姓納）	接種日	接種費用	健保補助予定額	決定額
健保 太郎（本人）	2019/10/08  例) 2018/04/30	6,000 円	4,400 円	
	接種日2 	費用 円	(自動計算) 円	

メッセージ

PhiliFlex ポイント精算	1,600ポイント ※補助額を超えた金額をPhiliFlexポイントで精算する場合は、精算するポイント額を入力してください。
---------------------	--

- ◆ 接種費用 6,000円で、健保補助額を超えた金額の一部をPhiliFlexポイントで精算するとき

申請対象

対象者氏名（姓納）	接種日	接種費用	健保補助予定額	決定額
健保 太郎（本人）	2019/10/08  例) 2018/04/30	6,000 円	4,400 円	
	接種日2 	費用 円	(自動計算) 円	

メッセージ

PhiliFlex ポイント精算	600ポイント ※補助額を超えた金額をPhiliFlexポイントで精算する場合は、精算するポイント額を入力してください。
---------------------	--

ポイントは翌月以降に残ポイント数から引かれます

フィリップス・ジャパン健康保険組合に加入の被保険者および被扶養者を対象に、インフルエンザ予防として予防接種費用の補助金を支給します。
接種された方は、オンライン申請からログインをしてインフルエンザ予防接種補助金の申請をしてください。

登録書類について

医療機関発行の「領収書」をアップロードしてください。

領収書には以下の記載がある必要があります。

- ☐ 領収日 ☐ 接種した方の氏名 ☐ 領収金額
- ☐ 医療機関名 ☐ 「インフルエンザ予防接種費用」と明記

PhiliFlexポイント精算について

健保補助額（1人につき4,400円）を超えた金額はPhiliFlexポイントで精算ができます。
ポイントで精算する金額と健保補助額を合わせてご希望の金融機関口座へ振り込みをして、ポイントは翌月以降に引かせていただきます。

- ◆ 記入例の場合は、二男分の接種費用合計が6,000円のため、
【6,000円－4,400円＝1,600円】1,600円分精算が可能です。
1,600円全てをポイント精算する場合は「全額ポイントで精算する」
1,000円分をポイントで精算する場合は「一部ポイントで精算する」に
チェックをいれて「使用ポイント」に「1,000P」と記入してください。
ポイント精算しない場合は「ポイント精算しない」にチェックをいれてください。

- ※「PhiliFlexポイント精算」欄が未入力の場合は「ポイント精算はしない」とみなします。
- ※健保補助上限額を超えていない場合は、「PhiliFlexポイント精算」欄に入力する必要はありません。
- ※残ポイントが不足している場合はポイントで精算できません。

お問い合わせ先

フィリップス・ジャパン健康保険組合

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-23-5 代々木イーストビル 8階
TEL 03-6384-2270 info@Philips-kenpo.com